

令和6年度第11回米子市農業委員会総会議事録

招集年月日 令和7年2月10日（月）

招 集 場 所 米子市役所本庁舎401会議室

開 会 午後1時30分

出席農業委員 1番 赤尾昇委員 2番 足立康雄委員 3番 泉新一委員 4番 岩佐清志委員 5番 木下壽美子委員
6番 木村静子委員 7番 公本英夫委員 8番 小西淳一委員 9番 角力委員 10番 関本五郎委員
11番 高橋敦美委員 12番 宅野真二委員 13番 竹中誠一委員 14番 田子博康委員
15番 中本公平委員 16番 能登路幸輝委員 17番 船越真委員 18番 安井貴之委員 19番 米澤美憲委員

出席推進委員 廣東宣明委員 影嶋六郎委員 佐々木知俊委員 大田正夫委員 大縄敬次委員 三島通政委員
大塚清徳委員 福長正樹委員 高尾和広委員 中西文子委員 松本裕三委員 本池実委員 大家保委員
福島公明委員 橋本慎一委員 田中英省委員 高濱健委員

事 務 局 古橋事務局長 福田担当事務局長補佐 妹尾係長 道下係長 渡邊主事

傍 聴 人 無し

日 程 1 会長あいさつ
2 議事録署名委員の指名
3 議事

（1）農地法各条申請審議等

- ア 第1号 農地法（昭和27年法律第229号）第3条第1項の規定による許可申請に対する許可について
- イ 第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見具申について
- ウ 第3号 米子市農用地利用集積計画の決定について
- エ 第4号 農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）に基づく農用地利用集積等促進計画に係る意見照会に対する回答について

4 報告事項

- (1) 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出書の受理について
- (2) 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書の受理について
- (3) 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について
- (4) 非農地現況証明について
- (5) 農地転用現況確認書の交付について
- (6) 相続税の納税猶予に係る相続人が農業経営を引き続き行っている旨の証明について
- (7) その他

議事開始 午後3時

議長（角会長）

それでは、第11回農業委員会総会を開きます。議事録署名委員について、慣例により議長が指名したいと思いますよろしいでしょうか。

（異議なしの声あり）

議長（角会長）

それでは、議席番号10番の関本農業委員と議席番号11番の高橋農業委員にお願いしたいと思います。本日の欠席は、ありません。審議に入る前に、議案訂正、追加議案、取り下げがあれば、事務局から説明してください。

事務局（福田担当事務局長補佐）

議案のレイアウト変更があったことをご報告します。また、農用地利用促進計画の差し替えを机上に置いておりますのでご確認ください。

議長（角会長）

それでは、審議に入ります。３ページの議案第１号をお願いします。農地法第３条第１項の規定による許可申請に対する許可について、下記申請について、農地法第３条第１項の規定により許可したいので議決を求めます。それでは、４ページの番号５４の勝田町から、番号５６の河崎について一括して審議します。事務局から説明してください。

事務局（道下係長）

３条許可案件について説明いたします。番号５４番の勝田町の議案について説明いたします。勝田町の申請地は米子東高校の近くにある畑１筆の３２３平方メートルの農地の持分１／２を贈与されるものです。

番号５５・５６番の河崎の議案について説明いたします。河崎の申請地は河崎保育園の近くにある畑１筆と田１筆の２７４平方メートルの農地に地役権を設定されるものです。地役権とは、一定の目的のために、他人の土地を利用する権利のことを言います。今回はＡの土地へ行くためにＢの土地を通行するという、通行のために他人の土地を利用するために地役権を設定するケースです。具体的には、太陽光発電施設へメンテナンスのため通行するためのものです。昨年２月に転用許可申請をされた際に、Ｂの土地について一応通行の同意はとられているようですが、所有者が変わった場合に通れなくなることを危惧し、今回の申請だったものであります。詳細は議案および３条別紙のとおりです。農地法第３条第２項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。提出書類に不備はありませんでしたので、ご審議よろしく願いいたします

議長（角会長）

番号５４の勝田町について、担当委員さんから補足があればお願いします。

小西農業委員

番号５４について補足いたします。おばから甥に相続するもので、大型の機械が入れる土地ではありません。今は譲受人の父親が家庭用の野菜を耕作しています。問題はないと思いますので、よろしくお願いします。

議長（角会長）

番号５５と５６の河崎について、担当委員さんから補足があればお願いします。

泉農業委員

番号５５と５６について補足いたします。現地調査は１月３１日に泉農業委員と大縄推進委員で行いました。既に設置済みの太陽光施設が公道に接していないため、将来のことを考え通行地役権を新たに設定するものです。地主の合意を得ていることから、問題ないと思いますのでよろしくお願いします。

議長（角会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問がございませんか。

そうしますと、４ページの番号５４の勝田町から番号５６の河崎までを一括して採決したいと思います。賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数ということで、異議なしと認め、適当である旨回答します。

続きまして、５ページの議案第２号をお願いします。農地法第５条第１項の規定による許可申請に対する意見具申について、下記申請

について、農地法第5条第3項において準用する、第4条第3項の規定により意見を具申したいので審議を求めます。それでは、6ページの番号103から、7ページの番号105の米原9丁目について一括して審議いたします。担当委員さんから説明をお願いします。

大田推進委員

番号103から105の議案について説明します。計画が同一のためまとめて説明をいたします。詳細は議案および別紙のとおりです。場所については画面をご覧ください。転用目的は、一般住宅及び進入路を計画したものです。1月24日に小西農業委員と2人で現地確認を行いました。被害防除計画ですが、最高140センチメートルの造成を行い、擁壁を設置します。雨水の排水について、溜桝後道路側溝へ流す計画で問題ありません。汚水の排水について、公共下水道へ流す計画で問題ありません。すべて、隣接耕作者の同意、実行組合同意、米川土地改良区の意見書を確認しております。農地区分は、番号103と105の住宅部分が500メートル以内に駅・市町村役場等の施設がある農地で、第2種農地に該当します。104番の住宅部分及び進入路が水管、下水管、ガス管のうち2種類以上が埋設されている道路の沿道の区域で500メートル以内に2以上の教育施設、医療施設その他の公共施設又は公益的施設がある農地第3種農地に該当します。転用について問題はないと思われますので、よろしくお願いします。

議長（角会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問等がございませんか。

そうしますと採決したいと思います。賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数ということで、許可申請は適当である旨の意見を付すこととします。

続きまして、番号106の赤井手について審議いたします。担当委員さんから説明をお願いします。

安井農業委員

106番の議案について説明します。詳細は議案および別紙のとおりです。場所については画面をご覧ください。転用目的は、駐車場を計画したものです。2月1日に森中推進委員と2人で現地確認を行いました。造成計画については最高100センチメートルの盛土造成を行います。擁壁等として、高さ140センチメートルのL型擁壁を設置します。雨水の排水について、溜枳後農業排水路へ流す計画で問題ありません。汚水の排水はありません。隣接耕作者の同意、箕蚊屋土地改良区による雨水排水の同意及び意見書を確認しております。農地区分は、概ね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地で、第1種農地に該当します。この度の転用案件は、第1種農地の不許可の例外にあたる「公益性の高い事業」の許可根拠に該当します。転用について問題はないと思われますので、よろしくお願いします。

議長（角会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問等がございませんか。

そうしますと採決したいと思います。賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数ということで、許可申請は適当である旨の意見を付すこととします。

続きまして、番号107の尾高について審議いたします。担当委員さんから説明をお願いします。

中本農業委員

107番の議案について説明します。詳細は議案および別紙のとおりです。場所については画面をご覧ください。転用目的は、倉庫を計画したものです。2月3日に尾坂推進委員と2人で現地確認を行いました。造成計画については最高130センチメートルの盛土造成を行います。擁壁等として、最高130センチメートルのL型擁壁を設置します。雨水の排水について、地下浸透で問題ありません。汚水の排水はありません。隣接耕作者の同意、水利組合の同意を確認しております。土地改良区の該当はありません。農地区分は、住宅等が連たんする区域に近接する区域内にある農地で、第2種農地に該当します。転用について問題はないと思われますので、よろしくお願いします。

議長（角会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問等がございませんか。

関本農業委員

図面を見ると、土地が2つに分割されているように見えますが、一体的なものなのでしょうか。中央の点線はなんのでしょうか。進入路でしょうか？

事務局（渡邊主事）

2筆で、中央にあるのは道になります。その道は法定外公共物で払下げ予定のものです。

関本農業委員

図面上、進入路はどこになるのでしょうか。

事務局（妹尾係長）

間口が広い計画になるので、道路側の全面から入れます。

関本農業委員

建物はどのような物でしょうか。

事務局（妹尾係長）

貸倉庫を建築されるものです。

議長（角会長）

そうしますと採決したいと思います。賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数ということで、許可申請は適当である旨の意見を付すこととします。

続きまして、番号１０８の淀江町中間について審議いたします。担当委員さんから説明をお願いします。

高濱推進委員

１０８番の議案について説明します。詳細は議案および別紙のとおりです。場所については画面をご覧ください。転用目的は、駐車場を計画したものです。１月２２日に木下農業委員と２人で現地確認を行いました。造成計画については最高１００センチメートルの盛土造成を行います。雨水の排水について、自然流下後既設道路側溝へ流す計画で問題ありません。汚水の排水はありません。自治会の同意を確認しております。隣接農地、土地改良区の該当はありません。農地区分は、水管、下水管、ガス管のうち２種類以上が埋設されている道路の沿道の区域で５００メートル以内に２以上の教育施設、公共施設等がある農地で、第３種農地に該当します。転用について問題はないと思われますので、よろしくお願いします。

議長（角会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問等がございませんか。

そうしますと採決したいと思います。賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数ということで、許可申請は適当である旨の意見を付すこととします。

続いて、８ページ、議案第３号をお願いします。米子市農用地利用集積計画の決定について、米子市長が作成した、農用地利用集積計画（案）について、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第５条第１項の規定により、決定を求めます。それでは、利用権設定各筆明細について、１１ページの番号２－１から番号２－２までを審議します。事務局から説明してください。

事務局（道下係長）

利用権設定各筆明細について説明いたします。議案のカッコ書き議案ページは利用権設定の新規、再設定の別と耕作面積を記載しております。１１ページの番号２－１から番号２－２は再設定です。

議長（角会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問がございませんか。

そうしますと、まず番号２－１を採決したいと思います。これについては、関係者の能登路農業委員は、議事に参与できません。異議のない方は、挙手をお願いします。

挙手多数ということで異議なしと認め、決定とします。

続きまして、番号２－２を採決したいと思います。異議のない方は、挙手をお願いします。

挙手多数ということで異議なしと認め、決定とします。

それでは、所有権移転各筆明細について、１３ページの番号２－１について審議します。事務局から説明してください。

事務局（道下係長）

議案１３ページ所有権移転各筆明細について説明いたします。番号２－１は所有者の希望により農地を買い受けるものです。ご審議よろしくをお願いします。

議長（角会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問等はありませんか。

それでは、採決したいと思います。賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数ということで、決定とします。

続きまして、14ページの議案第4号をお願いします。農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積等促進計画に係る意見照会に対する回答について、米子市長が作成した、農用地利用集積等促進計画(案)について、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づき意見を求めます。それでは、15ページの番号2－1から、18ページの番号2－33までを一括審議します。事務局から説明してください。

事務局（道下係長）

議案14ページ農用地利用集積等促進計画各筆明細について説明いたします。15ページの番号2－1から18ページの番号2－33は、近隣は場の耕作者であるため権利の設定をするものです。ご審議よろしくをお願いします。

議長（角会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問等はありませんか。

そうしますと、まず、15ページの番号2－1から、17ページの番号2－32までを一括して採決したいと思います。賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数ということで、異議なしと認め、適当である旨回答します。

続いて、18ページの番号2－33について採決したいと思います。これについては、関係者の能登路農業委員は、議事に参与できません。賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数ということで異議なしと認め、適当である旨回答します。

審議事項は以上です。続いて報告事項に移ります。事務局から報告してください。

事務局（福田担当事務局長補佐）

21ページの農地法第4条第1項第7号の規定による市街化区域の農地転用届出書の受理について、2件を受理しています。

22ページから23ページの農地法第5条第1項第6号の規定による市街化区域の農地転用届出書の受理について、5件を受理しています。

次に、24ページから32ページの農地法第18条第6項の規定による合意解約に係る通知書の受理について、20件を受理しています。

次に、33ページの非農地現況証明について、8件を証明しています。

次に、35ページの農地転用現況確認書の交付について4件を交付しています。

最後に、36ページから37ページの相続税の納税猶予に係る相続人が農業経営を引き続き行なっている旨の証明について、3件証明しています。

次に、1月20日に開催されました第1回稲作部会のご報告を部会長の能登路農業委員よりお願いいたします。

（能登路農業委員報告）

続いて、令和6年度の農地賃借料について担当からご説明させていただきます。

（石岡係長説明）

最後に、議案と一緒に皆さんに郵送させていただきました地域計画（案）について説明させていただきます。

（福田担当事務局長補佐説明）

議長（角会長）

本日、予定していました審議は以上のとおりですが、議題などの追加はありませんか。

ないようですので、事務局から連絡事項をお願いします。

事務局（福田担当事務局長補佐）

次回の３月定例総会は、３月１０日に山陰歴史館横の市役所旧庁舎３階６０３会議室にて開催予定としております。なお、当日はバスによる現地確認を予定しておりますので、農業委員のみなさんは午後１時３０分に本庁舎東側玄関にお集まりください。帰りのバスは、そのまま旧庁舎に戻りますのでご注意ください。総会に出席される推進委員のみなさんは、午後３時に旧庁舎３階の６０３会議室にお集まりください。詳細については、次回の開催通知にてご案内いたします。次に、２月の農地相談会は令和７年２月２０日（木）午後２時から崎津公民館、令和７年２月２１日（金）午後２時から加茂公民館となっております。

議長（角会長）

これを持ちまして、第１１回農業委員会総会を終了します。

閉　　　会　　　午後４時１０分